

学校において感染者等が発生した場合の対応について

1 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

(1) 学校等への連絡

幼児児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることとなります。感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うこととなります。

(2) 感染者や濃厚接触者等の出席停止

幼児児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該幼児児童生徒等に対し、出席停止の措置を取ります。

なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とします。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務等により出勤させない扱いとします。

(3) 校舎内の消毒

幼児児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにします。

2 学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。なお、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる必要があるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

3 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

これまでは、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行くこととしていましたが、学校内では感染が広がらなかった事例が大部分であり、大きく広がった事例は限られていること等の状況を踏まえ、この対応を見直し、臨時休業を直ちに行うのではなく、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断することになりました。

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、沖縄県教育委員会が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断します。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学部単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられます。

これ以外の場合には、学校教育活動を継続しますが、状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫も考えられます。